

〔共同研究：明治以降の庶民生活と部落問題〕

## 最近における「社会問題」年表(草稿)

—昭和43～48年—

生瀬克己

### はじめに

昭和40年8月11日に出された『同和対策審議会答申』は、部落問題の本質を「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないというもっとも深刻にして重大な社会問題である」と述べている。したがって「何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていない」ことを「差別」として「告発」してきたといえよう。

それらは、環境改善に、解放教育の進展にとそれなりの成果をあげてきたことは周知の事実である。しかし、問題はそれだけではなかった。問題が「基本的人権」の問題であり「市民的権利」の保障を課題とする以上「差別」の問題は、部落差別だけではなく、それ自身の広がりをもつことになる。事実「差別」の問題をめぐる現実の動きは、実に多様に展開されつつある。そして、まことに多様に展開されつつある「差別」の問題は、問題の性質上当然のことではあるが、相互に異質な課題をもちながら、他方で同質の問題をも内包しているといった困難な課題でもある。「差別」をめぐる個々の問題につ

いてはいろいろな人たちによって展開されつつある。しかし、上述のごとき「同質」と「異質」の連関という一見矛盾して見える部分への検討となると必ずしも十分に検討をくわえられているとはいえない。上述のごとき観点からの近代日本史年表が必要ではないかと考える理由の一つがここにある。

さしあたり、本稿では、そうした問題を考えるための素材として、いわゆる「人権」に関わると思われる最近の問題をできるだけ多く集めて年表化しようとしている。その理由は本稿が対象とした期間が最も動きが激しく、それゆえ考えねばならない問題も多いと考えるからである。表示の便宜上、左欄に部落問題をしめし、右欄にその外の多くの問題をかかげるというかたちにしてある。部落問題に関しては、大阪地方を中心とし、史実も筆者の視点からする選択がなされている。したがって、くわしくは部落問題の解説を目的とした年表を参照していただきたい。

最後に本稿の基礎となっている参考資料をしめしておく。解同中央本部編『部落解放運動五十年史年表(草稿)』、部落問題研究所編『水平運動史の研究』第1巻年表編、大阪市教育研究所編「部落解放と教育の歴史」年表編(『教育研究紀要』122号)、『日本近代総合年表』、『解放新聞』大阪府版、『朝日新聞』、『毎日新聞』等々。

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
1968 (昭和43)			
1. 5	解放同盟中央本部は「明治百年祭」糾弾を表明する。	1. 5	通産省は、新潟県阿賀野川流域の水銀中毒事件に関し、厚生省が前年8月30日に

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
1. 10	部落解放同盟は、文化厚生会館（京都）で中央執行委員会を開き、「壬申戸籍」の廃棄・回収を決める（福岡法務局は、管内関係市町村にたいして、「壬申戸籍」を各地方法務局に提出せる旨の通達を出す方針を決める〈1月5日〉、大阪府連は大阪法務局にたいして「壬申戸籍」の回収を要求し悪用の責任を追求する〈1月18日〉、法務省は各市町村役場での「壬申戸籍」の保管状況を調査する〈1月〉。		発表した昭和工鹿瀬工場の廃水に原因があるとする見解にたいして、「いずれも資料不足である」とする公式見解を発表する。
1. 20	大阪の解放会館で、解放教育研究会を開き①八尾中学問題、②研究方向等について討議する。		
1. 30	大阪府連は、国税局闘争のなかで、租税特別措置について、努力することを約束させる。	2. 10 ～11	イタイイタイ病対策協議会と同病訴訟弁護団は、三井金属工業神岡鉱業所を相手どって、慰謝料請求の民事訴訟を、3月9日に富山地裁に提訴することをきめる。
2. 29	大阪府教育委員会は、解同大阪府連合会立合いの下で、文部省の生徒指導資料第3集「生徒指導の事例と考察」4000冊の焼却を開始する。	2. 16	東京都は、心身障害者対策を体系化するために、「臨時心身障害者（児）対策本部」の設置をきめる。
		2. 17	都立聾学校P, T, A, 連合会（須田忠雄会長、会員1600名）は、東京都の聾教育行政は、43年度予算において幼稚部と小学部の学級削減にしめされるごとく一貫した教育方針に欠けるとして、都行政の根本的な改革を要求する。
		2.	重症精薄児の私設養護施設「わかくさ学

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
3. 4 ～ 5	部落解放同盟第27回大会を京都で開く。「壬申戸籍」問題、文部省の指導要領等による「差別事件」をテコとして、運動の水準を高めるという趣旨の新活動方針をきめる。また、同大会において、三重地方公安調査局が、解放同盟員の思想調査をおこなっていたことが明らかにされ大会名で公安調査庁等に抗議することを決議する。	3. 4	園」（建物の広さが基準に達しないため社会福祉法人としての指定が受けられない）で、子供指導方法をめぐって保母と父母が対立し、4人の保母のうち3人までが退職したため休園さわぎとなる。
3. 19	解同大阪府連代表、大東・岸和田・貝塚の三市長、および大阪法務局と交渉し、「壬申戸籍」の回収を要求する。法務局は三市の分146冊を回収する（千葉県では、大部分の市町村で、「壬申戸籍」の閲覧・謄本・抄本の持出しがほとんど自由であることが千葉地方法務局の調査で明らかとなり問題となる（2月）。		
3. 21	大阪の守口市長、「壬申戸籍」の早急な返上を約束する。大阪府下25市で返上の動き高まる。大阪市内では、22区のうち20区までが廃棄の方針を決定する。	3. 27	
3. 29	大阪府下28市の戸籍課長会議は、大阪法務局へ「壬申戸籍」の回収を申し入れる。		政府は公害対策会議を開いて「公害対策三法案」の取扱いを協議する。厚生省の「公害発生源はすべて許可制とする」という原案が、各省の巻返しによって「全面届出制」に変更される等、内容的には後退がめだつ。
3. 30	首相の諮問機関である同和対策協議会は、同和対策特別措置法案要綱（仮称）をまとめる。同和問題の解決は、国およ		

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
	び地方自治体の責任であるとの指摘がなされる。		
3.	大阪府市長会、大阪法務局へ「壬申戸籍」の早急な回収を申し入れる。		
4. 1	法務省は「壬申戸籍」に関して、各法務局を通じて、全国の市区町村にたいして民事局長通達(29日付)を出し、「謄抄本を作成するとき以外は、厳重に包装封印して保管すること」を指示する。同時に、「市町村から廃棄申請があれば許可するが、その場合は、市町村または法務局が封印、保管すること」と指示する。		
4. 1	大阪市教育研究所に解放(同和)教育研究室が新設される。	4. 4	朝鮮大学校の認可問題について、東京都私学審議会は美濃部東京都知事に答申をだす。11項目にわたる意見を列挙するが、認可の可否にはふれず。都知事は同校を認可するが、これにたいして、灘尾文部大臣は「文部省の意向に反して認可したことは遺憾だ」との談を発表する(17日)。
4. 19	大阪法務局、「壬申戸籍」の本格的回収を開始する。		
4.	八尾中学で担任二人指導制を試みて成果をあげる。		
5. 1	北津守小学校長の差別発言事件おきる。		
5. 3	全国研究集会において、奈良県の教員から越境問題について、大阪府・市の教育関係者に問題提起される。	5. 6	1500人の心身障害者を収容する国立心身障害者コロニー(群馬県高崎市)の起工式をおこなう。
		5. 7	園田厚相、参議院社会労働委員会において「サリドマイド児が生たことについては、国と製薬会社にも責任がある」と答弁する。

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
		5. 8	厚生省は、富山県神通川流域のイタイイタイ病を公害病と認める。
		5. 15	熊本県の水俣病、新潟県の阿賀野川水銀中毒、四日市ゼンソク、富山県のイタイイタイ病等の患者と支援団体約150人が、東京の全通会館において、総評。中央社会保障推進協議会の主催で集会をおこなう。
5. 17	八尾市議会において、松村議員が「同和予算多すぎる」、「同和教育不要」と発言する。糾弾闘争によって、7月26日、市会議員を辞任する。		
5. 18	解同大阪府連浅香支部の「同和」対策住宅入居問題で市会に座りこみ機動隊が出動する。	5. 19	第1回自閉症児親の会全国大会を東京の青山学院で開く。参加約600人。
5. 21	大阪市同和対策審議会、第3回総会を開いて、10カ年計画基本構想意見書をまとめる。		
5. 21	解同大阪府浅香支部、住宅入居問題で、対市交渉をおこない、約300人が座りこむ。		
5. 22	解同大阪府連第16回大会を中之島中央公会堂で開く。		
5. 22	大阪市会財政総務委員会、浅香支部の住宅問題で理事者を追求する。	5. 23	第21回全国盲人大会を和歌山県白浜で開き「白いツエの日」の制定、横断歩道に点字道路標識の設置等の事業計画を決議する。
5. 25	解同大阪府連、教員の差別発言続発に対して、市教委に抗議する。		
5. 25	大阪・奈良の解同府県連、越境入学問題で両府県および大阪・御所両市教委と交渉する。各教委は越境を差別と認め、越		

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
5. 29	境締出しに協力することを約束する。 大阪市教委、越境入学について回答する。回答内容は、①解同と協議のうえで7月末日までに実態調査をおこなう。②具対策をたてる。御所市からの通学者については、二学期から復帰させる。		
5. 31	東日本同和対策研究協議会を東京で開き、東京・埼玉・千葉・茨木・群馬・長野等の各都県関係者と解同の代表ら120人が「同和対策特別措置法をつぎの国会で制定するよう」佐藤首相に要望する旨決議する。	5.	日本電信電話公社、3年間の試行期間を経て、5月から「育児休職制度」を実施する。
6. 1	第1回中央委員会を大阪厚生会館で開く。国民大行動の方針、参院選を闘う方針等を協議する。		
6. 7	柏原大阪市教育長、積極的に部落問題を考えると発言する。	6. 17	東京都台東区の浅草署山谷マンモス交番を「山谷解放委員会」の赤旗をもった男達が囲み、アジ演説をしたのがきっかけとなり、労者2000人の一部も交番に投石、放火をする。労務者24人が逮捕され、警官4人が負傷する。
6. 20	大教組中央委員会、越境問題に対する基本的態度を決定する（市行政の責任において越境を根絶せしめる）。7月25日に市教委に要求提出。市当局8月22日に回答。	6. 24	聖心女子大学の学生約300人、東京都内の盛り場で、「盲人にも高等教育の機会を」と訴えて、盲人学生奨励資金の街頭募金をはじめる。
6. 25	「同和対策特別措置法」制定要求、参院選必勝等を期して、大阪総決起大会を中心		

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
6.	之島の中央公会堂で開く。		
7. 3	八尾市の成法中学校で社会科の差別テスト事件おきる。		
7. 11	大阪府下大東市野崎隣保館で、府警パトカーが「暴力」を放置し差別扱いをしたことに対して7月10日に解同大阪府連抗議する。	7. 15	生活環境審議会は、大気汚染の主役とされる亜硫酸ガスの規制基準を決め厚生大臣に答申する。
7. 18 19	部落解放同盟関東甲信越静協議会主催の「部落解放第1回関東地方研究集会」を開く。この集会で、文部省は「同和教育推進地域」を指定して地域ぐるみの同和教育を進めるという構想をしめす。	7. 15	北海道在住の牧野亨が、国を相手どり、「老令福祉年金の夫婦受給制限は憲法違反である」としておこした行政訴訟について、東京地裁の杉本裁判長は違憲申立てを認める判決を下す。
7. 20	大阪府松原市教委、夏休み中に、越境通学者の転校を説得することを決定する。	7. 16	全国初の民間自閉症児治療教育センターの建設が社会福祉法人子どもの生活研究所（所長白石哲夫）で始まる。
8.	解同大阪府連富田林支部、『部落白書』を作成して対市交渉を開始する。	7. 30	厚生省は、一部の地方自治体において、実施している「心身障害児 扶養保険制度」について国がいかに関わるかということについての懇談会の答申がでたのを機会に、特別法人「心身障害児扶養保険中央会（仮称）」の設置を決める。

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
9. 5	解同中央生部、対文部省交渉をおこなう。	9. 7	厚生省は、熊本県の第一水俣病について「大日本窒素肥料水俣工場（現チッソ）の排出したメチル水銀化合物が原因である」と断定する。また、新潟県の第二水俣病については、科学技術庁が「昭和電工鹿瀬工場（現鹿瀬電工）が流した同化合物が中毒事件発生の『基盤』となっている」との政府見解を出し、いずれも企業責任を明らかにし、公害病と認定する。
10. 7	定例大阪市会本部会議、「『同和』対策促進のための特別措置法の早期制定」を政府に要求する意見書を決議する。	9. 14	国民生活審議会の老人問題小委員会は『深刻化するこれからの老人問題』と題する報告書をまとめる。このなかで、「定年」を60才程度に延長して「老年開発」することを提案する。
10. 14	大阪府松原市教委、越境通学者7名を除籍する。	9. 27	日本赤十字社の東社長は、木村官房長官に「在日朝鮮人の北朝鮮帰還業務について朝鮮赤十字会と話し合いを始めたい」と述べ了承を得る。翌日、朝鮮赤十字会に書簡を発送する。
10. 17	大阪市同和対策審議会、同和対策基本構想を市長に答申する。		
10. 19	解同大阪府連飛島支部結成大会を飛島公民館で開く。		
10. 23	「官製百年祭反対大集会」を大阪府下東大阪市民会館で開催する。解同大阪府連は実行委員会に参加する。		
10. 23	大阪府・市両教委は越境入学の実態調査をまとめる。小・中学校で46,000人を来春よりチェックすることとなる。翌日、		

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
	大阪市教委、市会文教経済委員会は、来年度以後越境入学締め出しの決意表明をおこなう。同時に、柏原大阪市教育長は教職員から姿勢を正すと言明する。		
11. 1	大阪市立淡路中学の一生徒の自殺未遂事件おきる。同9日、日之出支部糾弾。		
11. 5	今井正監督、解同中央本部を訪問し、映画「橋のない川」についての協力を要請する。関係者の話し合いが開始される。同月8日、近畿在住中央執行委員と協議し、修正シナリオ完成に向う。	12. 2	美濃部東京都知事、住民の生活環境のシビル・ミニマムへの道程を計画化した総額1兆200億円の中期計画（期間3年）を発表する。
		12. 4	東京地裁、27年間寝たきりの障害児を殺した東京都千代田区の医師にたいして「心神喪失」を理由に無罪（求刑は懲役3年）と判決する。
12.	解同大阪府連、製靴工場の建設など同和対策予算の大巾増額をめざして府県交渉を開始する。	12.	全国社会福祉協議会養護施設協議会は、児童福祉法成立20年・世界人権宣言採択20年を記念して、全国70の施設の実情を子どもらの作文を中心にして『子どもの権利を守るために——養護施設からの告発』をまとめる。

1969（昭和44）

1. 12 解同大阪府連青年部、青年旗びらきを大阪府教育会館を開く。青年の仕事と教育の要求を強力にくみあげ、これを発展の土台とする。スポーツ・文化・学習活動の強化。子ども会の指導育成を青年の手で。地域での反戦平和運動の組織づくり。以上を中心とした年間方針を決定する。

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
1. 17	解放同盟近畿ブロック協議会を京都の文化厚生会館で開く。大阪府連の部落内企業育成活動の報告を総括、雑誌『税と経営』1月号の差別記事の糾弾を決める。	1. 30	社会保障制度審議会、原爆の特別被暴者が死亡した場合1万円の葬祭料を支給する旨の原爆被爆者措置法改正を答申する。
2. 11	「建国記念の日」反対大阪集会を四天王寺会館で開く。実行委員会に解同も参加する。	2. 12	大気中の亜硫酸ガス濃度を決める「亜硫酸ガスの環境基準」が閣議で決る。今後5~10年間の亜硫酸ガスによる大気汚染防止対策の具体的な目標を年平均値で0.05P. P. M以下とする。
2. 初旬	八尾市教組、自主的・民主的な教育労働者の課題として「同和教育推進のための方針(案)」を策定し、同和教育推進会員集会を開く。1,000人参加。		
この頃	大阪市教委の異動汚職事件おきる。4月21日、柏原教育長自殺する。	2. 21	東京都の渋谷区では、区内の在宅身障者2名に対して、巡回教育の実施を決める。
3. 5	解同第24回大会、同対審答申の即時実施をめざして特別措置法の即時制定を国会と各省に要求する。		
3. 18	大阪市教組東南支部の役員選挙ビラの差別表現が指摘される(矢田教育差別事件)。この日、第1回確認会が開かれ、教師側は差別性を認める。		
3. 24	矢田教育差別事件について、解同大阪府連矢田支部との話し合いを「差別教師」側が拒否する。3月以後、解同大阪府連、糾弾闘争を展開する。3月31日、大阪市教組は「部落解放同盟矢田支部の糾弾についての市教組執行委員会の責任と		

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
	方針」を決定する。4月1日、大阪市教組の組織改革が行なわれ事務局が強化される。4月2日、矢田教育差別事件について第2回話し合い。4月7日、同第3回話し合い。4月12日、大阪市教組は「差別教師」の権利停止を決定する。4月19日、「差別教師」3名が解同大阪府連幹部を大阪地検に告訴する。4月22日、解同大阪府連は、同告訴事件について日本共産党大阪府委員会に申し入れ書を送付する。4月25日、同申程入れ書に対する回答。同日、同対審共闘が「部落解放運動の一層の前進と矢田教育差別事件に対する我々の態度」を声明する。4月以降矢田教育差別事件糾弾闘争が展開され、日本共産党の『民主新報』紙上でキャンペーンづく。		
4. 11	政府、閣議で同和対策事業特別措置法案を決定し国会に提出する。6月20日、同法成立。	4.	東京都、車イスを使用している身障者の技術訓練を目的とする用賀技能開発学院を開設する。
5. 2	解同第3回中央執行委員会を大阪の解放会館で開く。特別措置法成立以後の闘争にいかに取り組むべきかに意見が集中する。	5. 23	政府、公害対策基本法に基く初の『公害白書』及び昭和44年度公害防止策を閣議決定する。
6. 16	大阪府教委、「同和教育の推進について」という通達をだす。		
6. 17	大阪市大助教授の差別発言事件おきる。		
6. 22	大阪市浪速区に部落解放センター完成する。		
6. 23	八尾市の日本共産党員らが部落解放センターに乱入して、上田書記長への暴行事		

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
	件おきる。		
6. 29	部落解放同盟第17回定期大会を解放センターで開く。同対審答申完全実施要求国民運動、矢田教育差別事件、「同和会」粉碎、70年安保反対。沖縄無条件即時全面反還、万国博対策、総選挙勝利等が論議される。		
7. 2	解同中央本部、矢田教育差別事件で中央執行委員会見解を発表し、差別を糾弾する。		
7. 7	解同大阪府連青年対策部長会議を解放センターで開く。矢田教育差別事件を討議する。全国青年集会参加体制を確立する。		
7. 7	八尾市議会、住宅問題をめぐる差別事件に関し日本共産党の齊藤議員を除名処分にする。		
7. 8	政府、閣議で向う10年間の「同和対策長期計画」を決定する。		
7. 10	豊中高校の『豊陵新聞』の差別事件について、解放同盟が学校の差別体制を糾弾する。		
7. 12 ~13	大阪市部落子ども会指導者会議を解放センターで開く。		
7. 18	大阪市育英友の会代表者会議開かれる。 11部落に友の会が確立する。	7. 28	第18回国際身障者スポーツセンター（パラリンピック）がイギリスのエールズベリで開かれ日本選手も参加する。
7.	大阪府教委、「小学校改訂指導要領と同和教育（案）」を発表する。		
8. 11	「同対審」答申完全実施大阪府民共闘会議主催の部落解放要求大阪府民集会を扇町プールで開く。3万人参加。		
8. 14	部落解放第1回中央教育対策部会を解放センターで開く。第1回全国奨学生集会		

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
	について討議する。		
8. 19	大阪市会、同和問題に関し「共産党大阪市会議員団に反省を求める決議」を出す。		
9. 1	北信用組合の機関紙『北信用ニュース』の結婚案内に差別記事掲載される。		
9. 2	大阪の阪急百貨店の古書市での古地図に関して解同大阪府連、即時販売停止を申し入れる。		
9. 16	解放同盟第3回中央委員会を解放センターで開く。部落解放国民運動について当面の方針を決定する。		
9. 17 ~18	解放同盟中央委員会の一環としての教組との分散交流会を大阪の矢田小、神津小、真田山小、北粉浜小、城東会館等で開く。		
9. 20	解同大阪府連、大阪の田中商事の就職差別事件に抗議する。		
9. 25	大阪地評大会、矢田教育差別事件で日本共産党を批判する。		
10. 4	部落解放運動講座を解放センターで開く。講師朝田善之助。	10. 7	東京都議会厚生委員会、70才以上の老人医療費を無料化する各条例を可決する。
10. 15	部落解放同盟中央統制委員会、山本山口県連書記長、丸井大阪府連堺支部長を同盟行為で除名する。		
10. 15	大阪市、矢田総合計画を発表する。		
10. 18	部落解放運動講座を解放センターで開く。	10. 18	日本弁護士連合会、第12回人権擁護大会を広島市で開く。核兵器の開発・実験の即時停止、被爆者に対する医療・生活保障を求める等の大会宣言をする。同時に、接見訪問等の弁護権の侵害に抗議する決議をする。
10. 23	解同大阪府連日之出・飛島・南方の教育共闘会議結成される。		

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
10. 29	大阪府同和対策審議会の答申出る。		
11. 1	部落解放運動講座を解放センターで開く。講師大西京都住宅改良室長。		
11. 10	解同大阪府連堺支部再建される。	11. 20	齊藤 厚生大臣、身体障害者福祉審議会（川西実三会長）に対して、「今後の社会経済情勢の変動に対応する身体障害者福祉施策について」諮問する。
11. 23	部落解放大阪市第1回子ども会大会を難波中学で開く。11子ども会500人参加。		
11. 28	解同、30年前に香川県の未解放部落から滋賀県に移り住んだ人の出身地を興信所があばいたために、息子の結婚話しが破談になった事件について「基本的人権をふみにじる営利事業は許せない」と抗議する。	12. 11	文部大臣、盲、聾養護学校の改善のため、教育課程審議会（木下一雄会長）の総会で「盲学校ろう学校、養護学校の教育課程の改善について」諮問する。
12. 20	部落解放運動講座を解放センターで開く。	12. 15	東京都北区の牧師山田二三男ら、交通事故による重症身体障害者の授産収容施設「恵の国」を拡充する資金づくりのために街頭募金をおこなう。
12.	大阪市大・大阪大学で教官の差別発言あいつぐ。		
この年	大阪府同和教育予算71,437万円、大阪市は12,247万円（内なにわ育英費は4933万円）。大阪府の同和教育関係加配教員221人。		

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
<b>1970 (昭和45)</b>			
1. 21	部落解放国民運動中央大会を東京で開く。興信所の結婚・就職調査のなかには差別を目的にしたものがあり、法務省はこれを防止する立法措置をすること、文部省の検定教科書のなかには差別を助長するものがあるのでこれを糾弾する等々を決議する。		
1.	大阪府下貝塚市で南海電鉄社員による結婚差別事件おきる。	1.	東京の高野雅夫はガリ版新聞『夜間中学生』を出して「夜間中学生の大半が戦争犠牲者である事実をみても、当然国の施策としてやるべきなのだ。ぼくらは文部省の二十年間の差別に対して怒りをこめて告発する」と訴える。
2. 21	部落解放運動講座を解放センターで開く。講師野本中央委員。	3. 19	法務省、北朝鮮系在日朝鮮人6人が、親類訪問のため、北朝鮮へ一時帰国し、再入国することを許可する旨を本人に通告する。
3.	部落解放研究所、『部落からの告発』を刊行して矢田教育差別事件をまとめて、日本共産党を批判する。	3.	精神病院の実態が問題にされ、精神医療の改善をめぐる動きが国会や地方議会で出はじめ、日本精神病院協会（渡辺栄市会長）は緊急理事会を開いて会員の自戒を呼びかける。
4. 1	大阪の矢田南中学校開校する。		
4. 6 ～ 7	解放同盟中央統制委員会を解放センターで開く。岡山県連の岡映ら15名の権利停止を決める。		
4. 10	解同第2回中央委員会を解放センターで開く。国民大行動の具体的方針、東本願寺差別事件糾弾の方針、広島・岡山の日本共産党による妨害等について協議する。		
4. 11 ～ 12	解同大阪府連活動者会議を解放センターで開く。狭山差別裁判糾弾のとりくみを討議する。		

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
5. 16 ～18	部落解放研究第4回全国集会が福山市で開かれる。沖縄との連帯、行政・教育の差別、狹山差別裁判反対等を強くうちだし、眞の連帯を求める方向を追求し、その姿勢が問われる。	5. 7  5. 20  5. 26  5. 27  6. 1	各省バラバラに行われていた身体障害者対策を一本にまとめ、国と地方自治体に施策を義務づけた「心身障害者対策基本法案」が与野党一致の議員立法として国会に提出され成立の運びとなる。  富山県の調査で、同県黒部市の日本鉱業三日市製練所付近の住民にイタイイタイ病の症状が起きていることがわかり、厚生省は同市一円をカドミウム汚染の要観察地域とする。  排ガス汚染東京一といわれる新宿牛込柳町交差点付近の住民に鉛中毒患者が発生していることが集団検診の結果わかり、東京都は同地区で一ヶ月の鉛汚染特別調査を開始する。  水俣病患者家庭互助会の幹旋一任派とチッソ株式会社代表は、一時金で最高50万円を上積みした補償処理委員会の第2次案を受け入れ調印する。補償金の最高額400万円となる。  鉛公害の東京・牛込柳町交差点付近の住民が住民大会を開く。東京都は検診を始め、警視庁もバス等大型車の通行を禁止する。通産省は石油業界に対して、自動車ガソリンの鉛害問題で、7月1日までにハイオクタンガソリンの加鉛量を減らすなどの規制を決める(2日)。厚生省は大気中の鉛濃度についてかなりきびしい暫定基準を明らかにする(4日)。運輸省はハイオクタンガソリンでないと走れない自動車型式を発表する。
6. 6	大阪同和教育研究サークル、矢田教育差別事件の「差別教師」を中心に結成され		

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
	る。	6. 10	原因不明の難病ベーチェット病の原因究明のために、6月中に研究班をつくると厚生大臣発表する。
6. 24	和泉市上町代表、和泉市役所に陳情の際に差別発言をする。	6. 25	広島・長崎の原爆投下直後の情況を記録したカラー映画、戦後25年ぶりに発見され、東京で初公開される。
		7. 4	老令年金の夫婦受給減額制度は違憲であるとした東京地裁の判決が出され、国側が控訴していた「老令年金訴訟」は東京高裁三和田裁判長のもとで、原告牧野亭（当年73）と国側との間に和解が成立し、国は和解金11,500円を支払う。同制度が違憲であるかどうかの裁判所の判断は確定しないままに訴訟が終り、一審判決の効果はなくなる。
		7. 7	厚生省、カドミウム汚染米の安全基準をしめす。食糧庁は汚染米の廃棄処分と共に、安全基準を上回る地域の米の予約を受けない方針を決める（9日）。愛知県いわき市の食糧事務所はカドミウム汚染米の安全基準は甘すぎるとして0.4PPM以上を凍結する。（13日）。食糧庁も配給を停止する。農林省はカドミウム汚染米はP.PM未満でも配給にまわさない方針を決める（24日）。
7. 11	解放同盟第3回中央委員会を解放センターで開く。狭山差別裁判糾弾闘争の強化等を協議する。		
7. 15	大阪府教委・大阪府労働部、解放同盟の抗議を入れて、企業の社用紙について通達をだす。		
		7. 18	東京に新型公害光化学スモッグ発生する。光化学スモッグ等大気汚染が全国的に広がってきたため、文部省は大気汚染

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
			のひどい地域では、クラスぐるみで一定期間「疎開」して勉強させることを検討する(21日)。東京都は正式の注意報と警報を発令する体制をとる(27日)。
		7. 21	「東京・水俣病を告発する会」有志、地元の訴訟派患者・市民団体と協力して、チッソの株を買い集め、株主総会で会社側と対決する方針を決める。
		7. 22	静岡県富士市の田子の浦港、製紙カスによるヘドロによって港内が埋まり、貨物船航行も不可能に近くなり、港は機能マヒ寸前となる。8月9日、沿岸漁民と市民による抗議集会開く。
		7. 24	厚生省の公害防止計画委員会、東京・神奈川・大阪に対する公害防止基本計画をまとめる。
		7. 29	警視庁・厚生省でつくっている「自動車公害防止対策打合せ会」、明確な「環境基準」と「警報基準」を秋までに作成する方針を決める。
		7. 31	厚生省、種痘禍等予防接種による副作用の被害者に対する臨時救済措置大綱を決める。死亡者への弔慰金330万円、後遺症をともなう被害者130~330万円の一時金を支給する。
8月 ~10	大阪の住吉中学において、生徒の差別事件頻発する。	8. 13	在日朝鮮人の国籍変更申請に対して、田川市では5世帯の申請を受理する(13~14日)。9月14日、山形県酒田市でも16人の申請を認める。
9. 1	矢田南中学校で新校舎完成する。		
9. 1	中野小学校で同和主任の教員が差別発言をする。	9. 14	京浜工業地帯の工場廃液やヘドロによる東京湾汚染に抗議して、神奈川県の漁船196隻、約600人が京浜工業地帯の沖合を

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
		9. 22	海上デモする。 日弁連（成富信夫会長），第13回人権擁護大会において，公害に対する人権宣言を採択する（公害処理立法等）。
10. 7	大阪府の藤井寺工業高校で，生徒の差別事件が発生し，糾弾闘争がおこなわれる。		
10. 9	解同中央本部，狭山闘争強化を通達する。	10. 13	法務省，人の健康を害する物質を排出し，多数の生命や身体に危険を与える公害は，刑事罰で処罰し，企業も罰するという「公害処罰法案（仮称）」の基本案をまとめる。
10. 16 ～17	大阪市同教研大会を開く。テーマに「『にんげん』を主軸にして教育の内容や体制を点検し進路を保障するすじみちを明らかにしよう」をかかげる。	10. 16	北朝鮮創建20周年記念式典参加のための再入国許可申請を法務省に認められなかった在日朝鮮人12人が，法務大臣を相手に起した不許可処分取消し訴訟の上告書で，最高裁第二小法廷草鹿裁判長は「原告の訴えにはすでに法律上の利益が失われている」として，再入国問題に対する法解釈をさける。
10. 18	部落解放第1回大阪府子ども会大会を松原小学校で開く。26支部600人参加。		
10. 18	解同中央本部，沖縄国政参加選挙において喜屋武・上原候補に支援アピールを送る。		
10. 22	解放同盟中央統制委員会を開き，広島・高知・大阪各府県連の分裂・破壊分子を反同盟活動により除名する。	10. 23	厚生白書，日本は高令社会に急速に近づきつつあるとして，年金制度の充実，医療費の軽減対策，老人福祉施設の整備等を急ぐ必要があるとうたう。
		10. 23	教育課程審議会（木下一雄会長），盲，聾，養護学校の小・中学部の教育課程に

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
			ついて、児童一人一人の特色に応じた教育を打出し、現場教師の創意。工夫を大幅に認める答申をだす。
10. 24	四条小学校で児童の差別事件おきる。		
10. 28	大同教研集会を泉佐野中学で開く。 1800人参加。	11. 2	公害の紛争処理機関である政府の中央公害審議委員会発足する。
11. 7 ～ 9	第22回全国同和教育研究大会が福岡市で開かれる。被差別部落の子どもたちの学習権、学校の設備条件、30人学級、進学奨励金等を法制化する「同和教育振興法」制定の実現を確認する。		
11. 14 ～18	部落解放研究第1回大阪集会を開く。	11. 28	水俣病の企業責任を追求する患者や一株々主が大衆参加し、チッソ株主総会は怒号とけん騒のうちに終る。
12. 6	解放同盟中央統制委員会、岡映元副委員長ら岡山県連の16名を除名する。		
12. 19	解同第10回中央報行委員会を開く。大蔵省の予算査定の動き、狹山公判闘争等を協議する。		
12. 22	堺市進路保障協議会結成される。	12. 25	生活環境審議会、自動車騒音を含めた一般騒音を対象に「騒音の環境基準案」を厚生大臣に答申する。また、同専門委員会は浮遊粉塵環境基準案を作成する。
		12. 30	大阪の通称あいりん地区において、職につけない日雇労働者ら約500人の不満が爆発し、愛隣総合センターへの放火、近くの商店等を襲うというさわぎになる。

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
1971 (昭和46)			
1. 中旬	寝屋川高校定時制の女生徒による差別発言事件おこる。	1. 8	政府、公害対策機構の名称を「環境庁」と定め7月に発足させることにする。環境庁設立準備委員会は、同庁に大臣官房のほか、大気保全、水質保全、自然保護、企画調整の4局を設け、国立公害研究所、公害研修所を併設する。また調整機能のほか規制、取締りの実施権限を持たせること等を決める(25日)。
1. 16	新大阪タクシー開業する。	1. 8	サリドマイド訴訟で、大日本製薬の宮武社長、「和解の方向で話を進める」と表明する。
		1. 13	氏名欄に日本名、本籍を日本と書いて、日立製作所ソフトウエア工場を受験して「臨時員採用通知書」を受け取った在日朝鮮人青年が、指定赴任日の前日に「内定保留」とされたため、横浜地裁民事部に提訴し、はじめて「朝鮮人就職差別」を日本の法廷にもちだす。
1. 31	大阪で徳島県出身の女生徒が結婚差別で自殺する。	1. 19	新潟県水俣病訴訟事件の原告側弁護団、日本化学工業協会が専門学者を集めて設置した「田宮委員会」の水俣原因調査記録を入手したと発表し、企業責任立証のきめ手になると発表する。
1.	大阪市大助教授の差別発言事件おこる。	1. 29	福岡県田川市、「韓国」籍から「朝鮮」籍へ書き換えたのを元に戻すように法務省から職務命令を出されていたのにに対し、14人中4人を元に戻すと同省に連絡する。

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
2. 3 ～18	豊中高校で差別落書事件4回おこる。	2. 5	日。朝両赤十字代表、モスクワで在日朝鮮人の北朝鮮帰還業務再開の合意書に調印する。
2. 10	矢田教育差別事件の第1回公判開かれ る。		
2. 18	府・市両教委府下全大学・短大へ同和教 育の推進を促す要望書をだす。	2. 18	サリドマイド禍をうけた26家族、国と大 日本製薬等に8億8千万円の損害賠償を 請求する訴訟の第1回高等弁論が東京地 裁で開かれる。提訴から5年3ヶ月ぶり に開かれた法廷で、国立遺伝学研究所人 類遺伝部長松永英博士は「奇形とサリド マイドの因果関係ははっきりしている」 と証言する(23日)。
2. 27	部落解放 狹山差別裁判糾弾闘争 南大阪 市大青年総決起集会を開く。2,000人参 加。	2. 27	法務省、在日朝鮮人の国籍を「韓国」籍 から「朝鮮」籍に書き換える問題で、 ①韓国の在外国民登録法による国民登録 をしていない、②韓国旅券をもっていない 、③協定永住許可を受けていない、と いった三点が確認できる場合は市長長が 書き換えできるという内容の通達を全国 の各知事に出す。
3. 3	部落解放同盟、京都で全国水平社創立50 周年記念集会を開く。		
3. 6	新大阪タクシー運転手、乗客から差別発 言をうける。30日に糾弾集会を開く。		
3. 14	部落解放第1回大阪婦人集会を開く。		
3. 14	大阪市の子ども会による狭山差別裁判糾 弾統一行動が行われる。		
3. 15	住吉中学校の卒業式で4人の生徒が「部 落民宣言」をする。		
3. 25	結婚差別によって茨木の青年自殺する (中村青年結婚差別自殺事件)。5月23 日、同事件で北摂青年決起大会を開く。	3. 25	身体障害児福祉協議会(太宰博邦会 長)、精神障害児の医療の公費負担を 受けるために必要な診断書代金として 1,000円を要するので、診断書を含む事 務費の予算化を要求しようとしている東

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
			京教育大学附属桐ヶ丘養護学校の親たちの要求を予算要求運動の重点項目として取り上げることを決める。
5. 10	『民主新報』、吹田市光明町の解同支部を暴力団よばわりとして「差別キャンペーン」をくりひろげる。		
5. 10 6. 29	吹田市長に対する窓口一本化交渉を展開する。	5. 28	スモン病の2人、国、製薬会社、医師、病院等を相手どって、「病気の主因はキノホルムであるから、重大な過失を犯した責任をとれ」と総額1億円の慰謝料請求の訴訟をおこす。
5. 29	府高教定期大会を開く。解同批判に終始する。		
5. 29 ～31	部落解放研究第5回全国集会を大阪市で開く。15,000人参加。		
5.	貝塚二中教員の差別発言事件おこる。		
6. 1	大阪教育大学天王寺分校で差別落書事件おこる。		
6. 8 ～ 9	大阪府教委主催の同和教育主担者の一泊研修会を箕面山荘で開く。		
6. 18	堺市進路保障協議会を中心に大阪進路保障研究集会を堺市で開く。	6. 22	大阪市立中学校長会、「外国人子弟教育の実態と問題点」のなかで在日朝鮮人子弟の差別が問題になる。
6. 29	吹田市長、窓口一本化を約束する。	6. 30	「イタイイタイ病訴訟」で原告住民側が勝訴する。富山地裁岡村裁判長、三井側に5700万円の支払いを命じる。判決が仮執行を認めたため、原告側は直ちに三井本社と神岡鉱業所への仮執行手続きをする。

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
7. 21 ～23	大阪府下子ども会ジュニア。リーダー講習会を能勢で開く。		
7. 27～ 28 8. 3～5 7.	大阪府高校教職員のための解放教育講座を開く。  同対審共闘、各地で決起集会を開く。	8. 2	京都府。京都市の委嘱を受けた「森永ヒ素ミルク中毒追跡調査委員会」(代表西尾雅七京大教授)、「被害児の三分の二に動作がぶい、落ちつきがない、などの症状があり、乳児期に受けた軽度脳障害のためと考えられる」と中間報告する。15日、「犯罪企業『森永』を告発する連絡会議」(世話人谷川正彦)発足。23日、動力車労組(5万5千人)は定期全国大会(京都)で森永全製品の不買運動を決議する。
8. 23 ～25	大阪市同教「夏期専門委員研修会」を高野山で開く。		
8. 27	八尾市の木村工機で就職差別事件おこる。		
8. 28	解放令100年記念講演、大阪市で開かれる。	9. 12	「サリドマイド裁判を支援する市民の会」結成される。法廷の内外で孤立している被害者を助け、国や製薬会社を告発することを目的とする。
9. 13	吹田市職員、部落解放研究会を結成する。この頃、自治体職員の研究会が相次いで結成される。		
9. 18	堺市解放教育活動者会議結成される。	9. 19	東京都内の市区単位にある聴力障害者の団体を結集して「全東京ろうあ者連盟」が結成され、第1回総会が開かれる。ろうあ者の老人ホームの建設、運転免許を取得できないろうあ者のために自動車運転代行者の指定等を決議する。

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
9. 23	大阪府・市両教委、指導要録を部外秘とする旨の通達をだす。		
9. 24	解同大阪府連の子ども会、高校友の会、青年部の三者合同による狭山統一行動を矢田南中学校で開く。	9. 30	厚生省委託スモン調査研究協議会の疫学部会、「スモン病の原因はキノホルムとしか考えられない」との見解をまとめて報告する。
10. 4	大阪府教委、全小学校、中学校へ指導要録の一般閲覧禁止を通達する。		
10. 15 ～16	大阪市同教の研究大会を中之島の中央公会堂で開く。	10. 16	学力考查で合格しながら、肢体不自由者であるため高校入試に不合格となった長男をもつ作家大西巨人氏の「障害者にも学ぶ権利がある」というアピールがきっかけで「大西問題をきっかけとして、障害者の教育権を実現する会」を結成する。
10. 17	第2回大阪府子ども会を八尾成法中学校で開く。900人参加。		
10. 19	吹田高校で生徒の差別事件おこる。		
10. 20	大同教研究集会を開く。		
10. 25	大阪府労働部、企業の社用紙の統一を厳守させるために、差別企業には求人紹介をしないと通達する。		
10. 26	吹田二中で生徒の差別事件おこる。	11. 5	スモン病患者155人、国と製薬会社を相手どり、総額77億5千万円の慰謝料請求訴訟を東京地裁におこす。
11. 7	部落解放奨学生大阪集会を矢田南中学校で開く。		
11. 14	部落出身大学生大阪友の会結成される。60人参加。		

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
11. 15	市長会、解同の要求どおり除籍簿の閲覧禁止を法務省に要請する。		
11. 17	吹田高校、吹田二中の差別糾弾決起集会を開く。		
11. 22	大阪大学工学部講師の川崎重工技師、講義が差別授業として問題にされる。		
11.	大阪市大で差別落書発見される。		
12. 20	大阪府同和地区医療施設連絡協議会の第3回総会を箕面市で開く。「総合計画」のなかに医療を位置づけること、老人対策、身障者対策をうちたてること、損益事業への具体的とりくみ、医療連の組織強化、医師看護婦等の研修や交流を深める、といったことが決められる。	この年	東京都、18才未満の精神障害入院患者について医療不要の単純精神薄弱児とすでに生活保護を受けている子供は除外される。
12. 24	府教委交渉のなかで、大阪府教育センターの差別的体質が問題となる。	この年	文部省。心身障害児教育について、「特殊教育振興法（仮称）」の制定を含めた総合的な整備拡充にのりだす。学校教育法施行後24年を経て未だ義務制がとられていない養護学校についても49年度を目標に義務化する方針をだす。

1972（昭和47）

		1. 1	児童手当制度発足する。18才未満の子供が3人以上いて、5才未満の第3子以降で、前年度の収入が200万円以下であることが条件。子供1人に付月に3,000円給付。当面93万6,000人が給付を受けることになる。対象者は義務教育児童まで含めると275万人いるといわれる。
1. 19	狭山裁判2月公判のために討論集会を解放センターで開く。参加者約300人。		

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
1. 22	八尾警察署で警察官の「差別尋問」に対する確認と糾弾会開く。事件は前年7月28日、国鉄八尾駅派出所横に安中支部中学生ら3名が自転車をとめて、夕方戻ってくると、警官がよびとめて自転車の盜難照会を行った際に「八尾座の交差点のところやな、あのへんで自転車をとって分解しているやついるやろ」「お前ところへんのやつらは…」という発言に対するもの。		
1. 25	解同大阪府連平野支部結成大会を開く。		
1. 26	吹田車友会裁判、大阪地裁で無罪の判決下る。事件は、昭和41年8月の吹田市交渉が集団脅迫暴行にあたるとして「暴力行為等処罰に関する法律違反」で起訴されていたもの。		
1. 31	大阪府同和地区企業連合会を中之島の中央公会堂で開く。参加者3,033名。		
2. 17	解同大阪府連、昨年に差別事件をおこした全高校の校長と同和教育の現状と強化の方向について討議する。今後は府教委交渉を行ない、高校における同和教育の強化をはかる方針をきめる。	2. 1	東京都町田市、車椅子を利用する重度身体障害者のための「福祉バス」を運行しはじめる。町田市内の車椅子利用者約80人。
2.	大阪府2月定例府議会、同和対策予算として180億800万円をくむ。解同大阪府連、福祉対策、環境改善とともに部落の労働問題に対する抜本的対策、いわゆる逆差別的認識に対する行政の責任を明確にすること等を訴える。これまでの府・市町村が別々に予算をくむという、いわ	2. 23	大石環境庁官が仲立ちをして、水俣病新認定患者自主交渉派とチッソ会社との自主交渉の第1回会談開かれる。

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
	ば二重行政的なかたちが改められ、47年度より市町村への補助（8割、但し、大阪市は6割）というかたちで一元化される。		
3. 2 ～ 3	解同第27回大会を京都市で開く。スローガンは「全国水平社創立50年の歴史と伝統を受継ぎ、完全解放を達成しよう」、「狭山差別裁判 取消し破闖いを勝利させ、無実の石川青年を即時釈放させよう」等々。	3. 2	「公害無過失損害賠償責任制法案」の要綱が環境庁でまとまる。これに対し、経団連は産業活動への影響が大きいとして、法案の取扱いを慎重にするように政府自民党に意見書を出す（4日）。環境庁は同法案の柱である「因果関係の推定規定」を削ることを決める（16日）。
3. 11	日之出 解放会館で、日之出、飛鳥、南方、加島光明町の各支部の代表50名が参加して、淀川公共職業安定所と「同和地区出身者労働対策懇談会」を開く。「仕事保障」要求の組織と職安との交渉ルートをつくること、生活保護・職業紹介行政の連携と統一の問題、「仕事保障」のための事務局会議（支部、解放会館、福祉事務所各1名）を定例化して問題を整理する、等々について話し合われる。	3. 13	厚生省委託のスモン調査研究協議会、総会で「スモンと診断された患者の大多数はキノホルム剤の服用によって神經障害を起したものと判断される」との最終結論をだす。
		3. 15	教育課程審議会、「盲学校、ろう学校、養護学校高等部の教育課程の改善について」答申する。障害の程度・種類に応じて能力や適性が伸ばせるよう教育課程を多様化する。②教科と並ぶ新しい領域として、小中学部と同じく「養護訓練」を新設する。③普通高校に準ずる普通科を充実し、大学進学への道を開く。④職業教育は社会の進展とその要請に応じて改善をはかる。以上4つを主要な内容とする。
		3. 16	労働省、東京心身障害者職業センター完

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
3. 23	解同大阪府連第8回執行委員会を開く。第20回府連大会の開催、狹山闘争の強化、部落解放研究全国集会への取り組み、吹田車友会裁判、矢田教育差別事件等について討議する。		成開所する。
3. 26	北摂・茨木小学校で中城青年結婚差別自殺事件誠周忌決起集会を開く。参加者約200名。部落差別が厳然として存在することへの自覚と怒りをもって、N君の死をむだにしないためにも、決意も新たに再出発しようというのが集会の目的。	3. 26	群馬県太田市の渡良瀬川鉱毒根絶期成同盟会、古河鉱業に対して第1回分4億余万円の賠償請求を決める。また、中央公審審議会に調停を申請する(31日)。
3. 29 ～	解同芦屋支部、芦屋市教委、芦屋市立小・中・高校、高教組、兵庫県立芦屋高校など五団体は昨年春から兵庫県教委に対して①被差別部落、貧困家庭の生徒に合格定員の枠外で県立芦屋高校への入学を保障せよ、②それにともなう教員8人の増員(同和加配)、③芦屋市立小・中学校に47人の教員増員、④芦屋市立小・中学校に障害児教育のための教員6人増員、といった要求をつづけてきたが、2月25日、3月23日の交渉において県教委は要求実現のために3月議会で起案すると文書で約束する。しかし、県教委は47年度には被差別部落から3人、貧困家庭から7人を起案し、残りを起案しなかったため交渉はこじれる。その結果、3月29日から兵庫県教委幹部職員約50人登庁しないという騒ぎとなる。		
4. 3	高校部落研大阪集会を解放センターで開く。参加者300名。頻発する高校での差別事件への闘い、部落研の強化、高校側に解放教育に取り組ませること等が論議される。	4. 3	群馬県、渡良瀬川流域農地の汚染原因は古河鉱業足尾鉱業所にあると断定する。
4. 23	解同大阪府連島本支部結成される。結婚・就職・教育における差別、狹山裁判反対、村を根本的にかえる総合計画等の		

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
	課題で、府・町と交渉することを決める。	4.	埼玉県では、重度身体障害児の実態調査を行ない、これに基づいて48年1月からIQ 35以下、障害の程度1～2級と判定された子供2850人に対して、県と市町村が半額ずつ負担して、毎月3000円を支給することを決める（所得、児童手当との併給等に関する制限なし）。
5. 11	解同大阪府連、府連生活対策部と教育対策部各事務局の合同会議を開き各支部に身障者対策に早急に取り組むように訴える。基本的な課題として①身障児をつくりないために出産前の衛生面からの指導、②身障乳幼児とその親の仕事保障のための障害児保育、③教育の機会均等等を保障するための障害児教育、④身障者の条件にみあった完全な就職保障、⑤扶養共済制度の充実等社会保障制度の確立、⑥地域に密着した身障者総合施設の建設等を提起する。		
5. 14	吹田高校で「5.14吹田高校解放教育推進要求総決起集会」を開く。参加者1,000名。	5. 29	厚生省は低所得階層対策として実施している世帯更生資金貸付制度のなかに「福祉資金」を創設し、更生資金貸付限度額を引き上げる旨の次官通達を各府県知事に出す。
6. 7	解同大阪府連第20回大会を開く。①差別事件を重視し、いかなる差別も必らず全支部員に知らせ、全員で考え討論する。	6. 4	第21回全国ろうあ者大会を長野市で開く。約20,000人参加。この大会で、全国ろうあ者連盟の大家善一郎会長は「ろうあ者自身の組織によって手話通訳者養成の制度化、ろうあ者成人学校の設立の要求を実現しよう」と呼びかける。

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
	②支部の活動スタイルを運動面（政策面）に力をうつしていく。③班集会を基本とした活動。④支部員、青年、婦人の活動家を結集した支部オルグ団を作る。以上を提起する。		
7. 11	戦後4度目の部落解放国民大行動が6月25日から1カ月間、狹山裁判の勝利と特別措置法の具体化を要求して展開され、この日大阪に到着する。7月14日、近畿総決起集会を開く。参加者7,000人。	7. 24	「四日市ぜんそく訴訟」について、津地裁四日市支部の米本清裁判長は、原告の主張を認め、被告企業六社が連帯で総額8821万余円の損害賠償を原告12人に支払うように命じる判決を言渡す。敗訴した六社のうち中部電力を除く五社控訴断念を発表する（25日）。26日に中部電力も断念する。
8. 3	大阪市内ブロックの対市交渉を大阪市役所で開く。生保、身障、老人の三対策を要求して対市交渉をする。抜本対策は次回に回し、夏期一時金手当増額が決る。生保=世帯5,000円、一人に付1,000円。身障=1～3級7,500円、4～6級6,000円、生保と重複の場合各5,000円、3,000円。老人=1人5,000円、生保と重複の場合3,000円。	8. 9	イタイイタイ病の控訴審で名古屋高裁金沢支部の中島誠二裁判長、三井金属鉱業側の控訴を棄却し、患者側請求については1人を減額したのみで原告33人に一審の認容額の2倍以上に当る総額1億4820万円の支払いを命じる判決を下す。同社の尾本信平社長はこの判決を尊重して上告しない、二次以降の訴訟については誠意を以って善処すると述べる。
		9. 20	障害福祉年金を受けている神戸市の全盲の母親が、児童扶養手当を受けられない

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
9. 28	解同大阪府連各支部の労働対策担当者会議開く。「労働問題は最も根本であり、部落差別の本質にせまるもっとも重要な課題である」という第27回全国大会。第20回府連大会の方針に基づいて、47年度技能習得対策（特に車友会対策等）就職差別への取組み、郵政局就職手続（郵政局外務職員採用試験受験のための研修会）部落解放大阪府立芦原職業訓練校の10月開校等々が確認される。	9. 28	のを不当として兵庫県知事を訴えた「堀木訴訟」で、神戸地裁の坂上裁判長は「二種類の福祉手当の受給を禁止している児童扶養手当法は違憲」であるとの判決を下す。 東京都立中療育センターの重度身体障害者2人同センターの東京都立多摩更生園への移転反対とセンターでの処置改善及び移にともなう格差是正を訴えて都庁前にすわりこむ。
9.	解同大阪府連第4回執行委員会、昭和46年7月1日社会福祉法人大阪キリスト教社会館めぐみ保育園が同和対策事業の一環として大阪市に移管され「長橋第三保育所」となった際に、同所の保育に当っていた中国人徐翠珍さんの残留希望が「外国人は公務員になれない」として拒否された事件について即時職場復帰を確認する。		
10. 25	大阪市内12部落の身体障害者の実態把握のために、11月1日～20日に実態調査をおこなうための打合せ会を開く。	11. 4	森永乳業、「森永ミルク中毒のこどもを守る会」に全被害者を救済するために15億円を出す用意があると申し入れる。5日に「守る会」はこれを拒否する。
11. 20	解同大阪府連執行委員会、来春初めから「労働実態調査」を全支部一斉におこなうことを決める。		
11. 25 ～27	第24回全国同和教育研究大会を開く。大会テーマは「差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう——同和教育を全国民のものとす		

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
	るために、部落を解放する教育の内容を創造していこう」。	11.	旧土人保護法による「旧土人給与地で出生」という記載が北海道旭川市のアイヌ系市民の戸籍になされていることが判明し問題となる。アイヌ系市民、旭川市と法務省にまっ消を強く働きかけることを決める。
		12. 15	昭和電工、新潟水俣病新認定患者を中心とする補償問題で、患者側の要求する終身補償に歩みによる新回答を提示する。
		12. 21	身体障害者雇用審議会（勝木新次会長）、大企業に対する指導の強化、及び障害者を雇用する企業に対して長期低利の資金融資や税の減額を内容とする中間答申をだす。
12. 25	解同大阪府連、大同教、市同教、府高同研、私学同研の代表者等600人が出席して府教委交渉を行なう。学校教育計画については低学力、非行の問題を克服するためにはどのような学習指導をおこなうかという具体的な問題についての研究体制をつくる。差別につながる「学習指導要領」の問題については、十分に検討する必要があることを認め、検討委員会をつくりて昭和48年1月中に結論をだす（その内容については現在の大阪市の水準より悪くしないこと）。高校で頻発する差別事件に関しては、高校の差別的体質を正し、高校における同和教育を確立するために、校長を通して強力に指導すると共に、教師・PTAに対して啓蒙文書をだす。以上の諸点が確認され、私学については、府下高校生の半数を占める現状をふまえ同和教育の推進体制を確立すること、授業料の値上げ反対、助成金の増額等について提起される。		

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
1973 (昭和48)			
1. 18	解同大阪府連婦人の旗びらきを行なう。この旗びらきに、日教組和歌山教研に参加したアイヌ系女性が出席して「ともに差別をなくすために手をつなぎましょう」と訴える。	1. 10	自社の公害を告発した労組の幹部が解雇処分を受けたことについて、中労委は解雇処分の撤回等を求める救済命令をだす。
1. 29	解同大阪府連人権対策部会初会合を開く。①差別事件の内容、問題をすばやく統一的に把握できているか、②事件の差別性のほりさげや糾弾要綱づくりが集団討議のなかでつくられているか、③事件解決主義におちいっていないか等について論議される。今後の方向については①全ての差別事件はいったん大阪府連書記局人権対策部でうけとめる、②毎月定期的に対策部会議を開き内容、問題点、闇いの方向を討議する、③府連関係部局もしくは支部や共闘関係への連絡と提起をして糾弾要綱を作成し具体的行動をおこしていく、④部落放研究所法律部会との連けいを強める、以上の諸点を確認する。	1. 21	北海道札幌市で、「全国アイヌ語る会」のよびかけによって全国のアイヌ系市民の初会合を開く。スローガンは「われわれアイヌは結束統合をめざそう」。
		1. 30	イタイタイ病裁判に敗訴して29億円を支払った三井金属鉱業、約1,000人の大幅な人員縮少による合理化の方針を決める。
		1.	司法修習生志願の台湾青年、「採用選考要項」第二項に「日本国籍を有しないものは欠格」とあり、台湾では兵役の義務があるため45才まで国籍離脱が認められ

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
			す、採用の見通しがたたなかつたが、國府駐日大使館から国籍離脱証明書がとれ「帰化」が可能となつて採用の見通したつ。
2. 4	大阪市同和事業推進協議会、創立20周年記念大会を開く。中央統制委員長米田富が「水平社50年の思い出」について講演。	1.	東京都町田市、昭和48年度に市関係施設の出入口等の段差をなくする方針をきめる。また、今後建設される市の公共施設にはすべて車椅子で利用できる便所と専用通路を設置することを決める。
2. 10	部落解放研究第3回大阪集会の全体集会を開く。スローガンは「水平社創立51年目の運動の方向を明らかにし、狭山闘争勝利、総合計画実現をかちとろう」。		
2.	解同大阪府連、大阪府に対して「府政確立に関する要求書」をだす。	2. 24	日本精神神経学会の小委員会、理事会に對して「人体実験の原則」を提案する。同理事会は二、三の修正を指示して了承する。実験の内容や危険性等を被験者に十分に説明して、その自発的な同意を得たうえでなければおこなつてはならないという原則が出される。
		2.	東京都内の身体障害者の各団体、「生活圏拡大運動連絡会」の結成準備会をつくり、第2回会合で同連絡会を発足させるとともに「全都的要請は各団体が結束して出す」などの運動方針をきめる。
		3. 1	東京都交通局、都バス、都電、都営地下鉄に盲導犬を連れての乗車を認める(ラッシュ時は除く)。
		3. 5	田中美智子議員、衆議院予算委員会第三分科会で重症身障児施設の職員に腰痛患者が続出し、ほとんどが1年余でやめて

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
			いくことや、施設内ではほとんど学校教育が行われていないといった施設の実情をとりあげて政府を追求する。
3. 15		3. 15	浦和市在住の作家大西巨人、長男が埼玉県立浦和高校の入試に合格しながら「足が不自由だ」という理由で不合格になったことに対して、同校校長、同県教育委員長、同教育長ら9人を「教育を受ける権利を妨害した」として職権乱用罪で告訴する。
3. 18	解同大阪府連第21回定期大会を開く。運動の量的な発展を質的に高める。特別措置法の具体化部落解放総合計画実現のための目的意識的な指導、といったことが課題として提起される。	3. 18	「水俣病裁判」の判決を直前にして、チッソの島田社長「敗訴の場合も控訴しない」と言明する。熊本地裁斎藤次郎裁判長、患者側の主張をほぼ全面的に認める判決を下す。患者一人当たり最高1,800万円、見舞金は公序良俗に反し無効とする(20日)。22日誓約書に署名押印。
3. 24	部落解放生活協同組合設立研究協議会準備会発足する。4月26日、同協議会発足。	3. 25	「森永ミルク中毒のこどもを守る会」、森永乳業と国を相手に損害賠償を求める訴えをおこすことを決める。
3.	大阪府松原市の3月市会、同和行政のあり方をめぐって昭和48年度当初予算が廃案となる。	4. 2	水俣病患者訴訟派、自主交渉派が上訴せず、一切の損害賠償を直接交渉でチッソに要求する方針を決める。チッソ会社はすべての認定患者に1,600万円、和解済の一任派には判決との差額として1,200万円を仮払いするが、生活年金は認めないと各派に指示する。5日には熊本・鹿児島両県知事は新しく54人(死亡2)を水俣病患者と認定する。公害等調整委員会の水俣病補償調停委員会が第一次調停申請者30人に熊本判決並みの一時金・慰謝料と生活年金の支給を認める調停案を

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
4. 15	北摂・螢池支部結成される。	4. 5	内示する(25日)。この案の生活年金に一部上積みをして修正し、患者全員、チッソ側が調印する。調停派の補償問題一応解決する(27日)。第二次訴訟派43人も一次訴訟判決並みの慰謝料で訴訟取下げに合意する(28日)。
		4. 8	奥野文相、参議院文教委員会での楠正俊議員の質問に答えて「昭和五十四年度からは義務教育化できるよう、今年度中に法的措置をとりたい」と身障児の養護学校に関する考えを明らかにする。
		4. 17	「森永ミルク中毒事件」で近畿五府県の被害児と遺族36人が森永乳業と国を相手に一律1,150万円の損害賠償を求める第一次訴訟をおこすと発表する。10日に提訴。
		4. 19	車椅子を利用している2人の身障者・脳性マヒ身障者等、参議院社会労働委員会で身障者対策のあり方を訴える。24日には身障者施設の関係者が実情を訴える。
5. 8	自衛隊の未成年者不当入隊勧誘事件の第2回確認会を開く。	5. 2	サリドマイド裁判で患者側が「訴訟指揮が不公平」であるとして東京地裁園田治裁判長ら三裁判官の忌避を申したてる。
		6. 16	法務省、今年度から全国51市町村で「人権モデル地区」を設定する方針をだす。スローガンは「他人の人権も尊重しよう」。
		6. 21	5月未以来賃上げ等の春闘要求をかけて重度心身障害児施設としては初めてのストを行っていた東京の島田療育園(小林提樹園長)、園側が要求に近い額をしめして解決する。
			新潟水俣病補償交渉、昭和電工が全面的に譲歩して新潟水俣病共闘会議・新潟水

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
			併病被災者の会との協定に調印する。協定の内容は、過失を謝罪し、再発の防止のため企業秘密を含む一切の関係資料の提出に応じ公害が予想されるときは操業停止もするというもの。8年ぶりに解決。
7. 21	解同大阪府連、地域同対審共闘づくりを進めるために支部代表者会議をおこない狭山新規戸別百万名署名とタイアップして進めることを確認する。	7. 8	水併病患者第一次訴訟派、自主交渉派の東京交渉団とチッソの補償交渉、三木環境庁長官の仲介で合意に達し協定書がまとまる。会社側は水併病を発生させた責任を謝罪し、将来の被害の補償も約束する。9日には最後までもめつづけた患者の医療生活保障基金の額も3億円と決まり調印する。
		7. 27	厚生省、身体障害者福祉モデル都市に仙台市・高崎市・京都市・下関市・北九州市・別府市など六市を指定する。
		7. 27	札幌市内の精神病院で4月にロボトミー手術をほどこされた患者と家族、手術関係者を相手どって総額3450万円の損害賠償と慰謝料を求める訴訟をおこす。この裁判とは別に傷害罪でも告発。初めてのロボトミーをめぐる裁判。
7. 31	解同大阪府連、府下の身障者担当者会議をおこなう。8月14日に対府交渉を行なう。		
8. 3	解同大阪府連、店下各支部生活対策担当者会議を開き、生保・老人対策を中心に協議する。	8. 4	文部省、就学猶予・免除児童の初の実態調査をまとめる。6~7才児で就学猶予・免除となっているのは9,200人余。精神薄弱児が最も多く、肢体不自由児、

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
			病虚弱児、重複障害児の順になっている。6~14才の就学猶予・免除者は全国で2万1267人(昭和46年5月1日現在)。
8. 12	部落解放皮革関連事業組合の創立総会を開く。部落産業としての皮革関連事発の近代化を活動方針とする。	8. 7	不知火海の水銀汚染による漁業被害の補償を要求している熊本県の不知火海沿岸31協(水俣市漁協除く),チッソが提示した12億円の回答を不満としてチッソ水俣本部の海上封鎖にはいる。29日,熊本県知事の斡旋で解除する。
		8. 16	東京都知事,第3回「障害者のための街づくり協議会」に出席して身障者向けの都営住宅をハーフメイドで建設するという方針をだす。
		8.	文部省,中学・高校の保健体育・家庭科の教科書における「精神病」の扱いを総点検し,教科書発行会社15社に来年度使用分から手直しをするよう申し入れる。
		9. 13	齊藤厚生大臣、「森永ミルク中毒」の被害者教済のための基金設立の構想をまとめ,被害者団体と森永乳業の両者に対して,基金設立のための準備委員会を発足させることを提唱する。
9. 15	北摂・島本支部の婦人部結成大会を開く。		
9. 24	大阪府松原市更池町に阪南中央病院完成する。10月1日開院。		
		9. 28	東京都,厚生省が10月10日から全国都道府県に委託して実施する予定の「精神衛生実態調査」について「精神病の患者家族の人権を損なう心配がある」として調査の委託を返上することを決める。
		10. 1	東京都,在宅の重度身障者に月1万円の介護手当を支給することにする。

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
10. 10	解同大阪府連浪速支部に身体障害者の会発足する。		
10. 12	大阪府奨学金制度改善要求実行委員会発足する。	10. 17	東京都教育庁、小。中学校への就学を希望する心身障害者は49年度から全員入学させると発表する。実施のための調査を11月に行なう。
10. 27	大阪府部落解放社会福祉研究会の結成大会を開く。福祉事務所、解放会館の職員30名参加。	11. 7	東京都の江戸川河川敷に居住して廃品回収業者の移転決まる。
11. 7	大阪府・大阪市のPTA協議会、大阪府議會議長と各会派にたいして、高校・大学への進学のための奨学金を受けるに成績、身体、国語などで制限を行なっているが、教育の機会均等を保障する立場からこれを改善すべきであると要求する。	11.	東京都、在宅の重度身障者の経済的負担を軽くするため、来年度から身体障害者福祉手当を新設して、1人に付月に5,000円を支給する計画をまとめる。
12. 15	大阪府奨学金（育英）制度改善要求実行委員会中之島の中央公会堂で奨学金制度改善要求府民決起集会を開く。また、この日に対府交渉が行なわれ、①学習成績は問わない、②国籍は問わない、③奨学金の大巾アップを行なう、④身障児生徒	12. 13	身体障害者雇用憲議会（勝木新次会長）、身障者の雇用を促進するための対策を長谷川労相に答申する。内容は①雇用に著しく消極的な事業所名を公表するなど雇用義務を強化する、②心身障害者を多数雇用する事業所には融資・減税などの助成措置を強化する、③精神薄弱者、脳性マヒ者などが就労しやすくするために賃金と年金を併給できるように制度を改善する、等の提言をする。

日付	部 落 問 題	日付	そ の 他
	にも門戸を開く、⑤保証人に対する責任義務を撤廃する、等が確約される。昭和49年4月から実施。	12. 23	森永ミルク中毒事件の被害者側「子どもを守る入」と森永乳業、厚生省の三者会談において、当面30億円の「基金」を含めた恒久救済対策について全面的了解が成立し、確認書に調印する